

糸島ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会：本クラブの理事会
2. 理事：本クラブの理事
3. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数：投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合は本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合は理事の過半数。
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員18名以内により成る理事会とする。本細則第3条第4節に基づいて選挙された6名の理事、会長、副会長（会長エレクト）、幹事、副幹事（幹事エレクト）、直前会長、会計、および会長が必要とした特別役職（SAA、及びクラブ運営に必要と思われる委員長）とする。

第3条 役員選出及び理事選挙

第1節 会長は年度開始から3カ月以内に、会長経験者にて構成する特別委員会（以下パスト会長会議）に、次々年度会長選出について諮問する事とする。この要請を受け、パスト会長会議会長はパスト会長会議を招集し、次々年度会長を選出しなければならない。次々年度会長に選ばれた者は次の7月1日に始まる年度

に、副会長（会長エレクト）として理事会のメンバーを務め、副会長（会長エレクト）として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 第1節にて次々年度会長に選ばれた者は、1ヶ月以内に次々年度幹事を指名しなければならない。次々年度幹事に選ばれた者は次の7月1日に始まる年度に、副幹事（幹事エレクト）として理事会のメンバーを務め、副幹事（幹事エレクト）として理事会のメンバーを務めた年度直後の7月1日に、幹事に就任するものとする。

第3節 理事の選挙にあたり、被選挙人の資格は以下のとおりとする。

(1)入会して1年以上経過した会員。

(2)「会長、会長エレクト、幹事エレクト、本条第1節、本条第2節にて指名された会員」以外の会員。

第4節 理事を選挙する会合の14日前に、議長は理事予備選挙の被選挙人を公示し、その後例会に於いて理事候補者6名を出席会員全員の予備選挙によって選ばなければならない。これによって選ばれた6名を正式に議長は理事候補者として指名する。議長より指名を受けた6名の候補者をもって本選挙を行い、獲得票数上位3名を理事当選者とする。尚、理事の任期は2年とし、毎年任期満了した3名の後任とする。又、選挙は例会場にて投票することを原則とする。但し本選挙に於いては、都合により出席出来ない場合、議長の承認を得て不在者投票も有効とする。

第5節 理事会またはその他の役職に生じた欠員は残りの理事の決定によって補填すべきものとする。

第6節 役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第2節 直前会長

理事会メンバーとしての仕事及び、理事会の運営に適切な助言を行う。

第3節 副会長（会長エレクト）

理事会メンバーとしての仕事及び、会長不在の場合、その代行、その他会長または理事会で定められた仕事を行う。

第4節 幹事

理事会のメンバーとしての仕事及び、その他会長の委任または理事会によって定められた仕事を行うほか、次の各項目の仕事を行う。

- (1) クラブ会合、理事会等の諸会合の通知発送をすること。
- (2) 会員記録の整理保管、上記諸会合の出席記録および議事録を保管すること。
- (3) 人頭分担金、比例人頭分担金を記載した四半期報告、会員資格変更報告、例会月次出席報告等の諸種の義務報告をR Iないし地区ガバナーに行うとともに、公式雑誌の購読料の徴収およびR Iへの送金をすること。
- (4) 退会届、出席免除届等の受理のほか、他の役員等の所管に属するか不明な事項を処理すること。

第5節 副幹事（幹事エレクト）

理事会のメンバーとしての仕事及び、その他会長の委任または理事会によって定められた仕事を行うほか、副会長職務をサポートする。

第6節 会 計

理事会のメンバーとしての任務及び、すべての資金を管理保管し毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、そのほか、その職に付随する任務を行うことにある。その職を去るに当たっては、会計はその保管する総ての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブ財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第7節 会場監督（SAA）

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められる任務とする。

第5条 監 事

第1節 副会長（会長エレクト）は第3条4節における選挙から3カ月以内に、選出された理事以外の会員から次年度監事を1名指名しなければならない。

第2節 監事は理事の職務執行を監査し、必要があれば意見を述べることができる。

第3節 監事は理事・役員を兼任する事はできない。

第6条 会 合

第1節 本クラブの年次総会は、毎年おそくとも12月の最終例会日までに開催されるべきものとする。そして、この年次総会において次年度の理事の選挙を行わなければならない。

第2節 本クラブの毎週の例会は金曜日12時30分に開催するものとする。例会に関するあらゆる変更または例会の取消しはすべてクラブの全会員に然るべく通告されなければならない。例会における出席については糸島ロータリークラブ定款第10条の規定に基づくものとする。

第3節 定例理事会は原則として毎月1回開催されるべきものとする。臨時

理事会は会長がその必要ありと認めた時または理事会のメンバー2名の要求ある時、会長によって招集されるべきものとする。但しその場合然るべき予告が行われなければならない。

第7条 入会金および会費

第1節 本クラブの入会金は5万円とし、入会の直前に納入しなければならない。但し、特別の事情で退会した会員は再入会する時は、理事会の承認により入会金を免除できる。

第2節 本クラブの会費は、年額19万2千円とし、4回に分割して、7月、10月、1月、4月に納入する。

第3節 会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

第4節 本クラブの入会者及び退会者の会費は月割とする。

第8条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第9条 委員会

第1節 本クラブの委員会は、糸島ロータリークラブ定款第11条第6節に挙げられた委員会を内包した常任委員会から成る。常任委員会に関する任期、構成及び任務他必要な事項については、糸島ロータリークラブ運営規程（以下運営規程）に定める。

第2節 会長は、理事会の承認の下に、各常任委員会に必要と考える特定分野を担当する小委員会を設置することができ、必要に応じて、これ

を新設及び廃止することができるものとする。小委員会に関する任期、構成及び任務他必要な事項については運営規程に定める。

第3節 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典を持つものとする。

第10条 財 務

第1節 資金の処理

会計は、本クラブの資金をすべて理事会が指定した銀行に預金しなければならない。

第2節 資金の支払い

本クラブのすべての勘定書は、幹事および会計の承認を必要とする。

第3節 会計年度

本クラブの会計年度は、毎年7月1日に始まり、翌6月30日に終わる。

第4節 予 算

理事会は、年度初めに、予め前年度副幹事が作成した年度収支予算案を審議し、承認した後、定足数が出席した例会で、出席会員の3分の2の賛成によって決定する。この予算は各費目毎の支出限度であるが、理事会の議決で変更することができる。

第5節 決 算

理事会は予算年度終了後、会計が作成したその年度の収支決算書を7月31日までに審議し、承認した後、監査委員の監査を受ける。監査終了後、任意の例会で会計報告を行う。

第6節 監 査

- (1) 会長は、本細則第9条第1節の委員任命の時期に、会計監査委員1名を任命する。任期は1年、但し再任は妨げない。
- (2) 会計監査委員は、第5節決算書を監査し、会計報告する例会で監査報告を行う。
- (3) その他、随時本クラブの会計事務を監査し、理事会にその結果を報告する。

第 11 条 会員選挙の方法

第 1 節 正会員

- (1)本クラブの正会員、または会員増強を担当する委員会によって推薦された会員候補の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ理事会に提出されるべきものとする。
この推薦に関して、事前にクラブ内に知られないようにしなければならない。
- (2)理事会は、会員選考を担当する委員会に対し、推薦された会員候補者の資格要件を職業分類上の見地から審査して、これを理事会に報告するよう要請し、さらに資格条件を満たしているかどうかを調査し、その結果を理事会に報告するものとする。
- (3)理事会は、会員選考を担当する委員会の勧告を審査して、その承認または不承認を決定し、クラブ幹事を通じて推薦者に通告しなければならない。
- (4)理事会の決定が肯定的であった場合、推薦された会員候補の氏名を書面にてクラブに発表しなければならない。
- (5)被推薦者の氏名の発表後7日以内に、理事会がクラブ会員の誰からも推薦に対し理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、推薦者は被推薦者に対しロータリーの目的およびクラブにおける会員の特典と義務について説明し、入会申込書の記入及び提出を求め、会員候補者は、本細則第7条に定める入会金を納めることにより会員に選ばれたものとみなされる。本節の規定により会員が選挙されたときは、クラブ幹事は、当該会員に対して会員身分証明書を発行し、その氏名を国際ロータリー事務総長に報告しなければならない。
- (6)当該会員は、クラブの例会において新会員として正式に紹介されなければならない。

第2節 名誉会員

名誉会員に推薦された候補者の氏名は書面をもって理事会に提出されなければならない。そしてその選挙は正会員の場合と同様の形式および方法をもって行われるべきものとする。但し、名誉会員候補者推薦についてはいかなる定例または臨時理事会においても審議することができ、理事会はその裁量によって本条第1節に定められている段階の中のいずれの段階をも省略して直ちに被推薦者についての投票を行うことができる。その定例または臨時理事会に出席する理事会メンバーの投ずる反対投票が、1票を超えない場合は、その被推薦者は正式に選挙されたものと認められるべきものとする。但し、本クラブの正会員または会員で、本クラブ定款に定められた会員の資格を備えている者は、自動的に本クラブの会員となるものとする。

第12条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審査された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条 慶弔費

第1節 弔慰金（香典）

- | | |
|----------|---------|
| 1、本人死亡 | 30,000円 |
| 2、配偶者死亡 | 20,000円 |
| 3、実子死亡 | 10,000円 |
| 4、実父母死亡 | 10,000円 |
| 5、同居の1等親 | 5,000円 |

①会員死亡の場合は、会長・幹事弔問の上、弔電の他、香典及び供花を贈る。

②家族死亡の場合は弔電及び香典を贈る。

第2節 見舞金（病気）

会員が病気入院のため例会欠席2回を越える場合は見舞金を贈る。見舞金（14日以上）10,000円

第3節 見舞金（災害）

会員被災の場合は、その状況に応じて理事会の承認を得て、災害見舞金を贈る。

第14条 内規の制定

本細則のもとに、会員及び事務局職員の福利厚生、クラブ会計手続き、その他クラブ運営に関する詳細を定める内規を制定することができる。なお、内規は理事会で承認後、任意の例会において出席会員の3分の2の賛成を得ることを要す。

第15条 改正

本細則は、定足数の出席する任意の例会において、出席会員の3分の2の投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも21日前に各会員に郵送されていなければならない。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

（附則）

この細則は、2022年7月1日から改正施行する。